

1 1 身体障害者手帳の交付を受けるには

障害に関するいろいろな制度の適用を受けるためには原則として身体障害者手帳を所持している必要があります。

1 対象者

身体障害者手帳とは、視覚、聴覚・平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能又は肝臓機能に一定以上の永続する障害のある方に、身体障害者であることを証するものとして都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から交付されるものです。障害の程度は、重い方から順に1級から6級まであります。

2 交付申請手続き

(1) 申請窓口

市区（社会）福祉事務所、町村福祉担当課

(2) 必要な書類等

イ 身体障害者手帳交付申請書

ロ 知事の指定した医師の診断書・意見書

ハ 写真（縦4cm×横3cm）2枚

ニ 印鑑（本人自署の場合は不要）

ホ 以下のいずれかの書類

（イ）身体障害者本人の個人番号カード

（ロ）通知カードと顔写真により確認できる書類1つ

（運転免許証、旅券、療育手帳など）

（ハ）通知カードと以下の書類2つ以上

（公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など）

(3) 15歳未満の児童の場合

15歳未満の児童の場合は、保護者が本人に代わって申請

3 手帳交付後届け出等を必要とする事項

(1) 居住地・氏名が変わった場合

(2) 手帳を紛失・破損した場合

(3) 障害程度が変わった場合

(4) 新しい障害の追加がある場合

4 手帳所持者が受けられる制度

(1) 公共施設などの利用料の割引

(2) 自立支援医療（更生医療）の給付

(3) 補装具費の支給等

〔問い合わせ先〕

・各市区（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課